

第 72 回定時総会資料

1. 令和 3 年から令和 4 年への経済動向

令和 3（2021）年度は、2020 年末から 2021 年初頭にかけて世界を襲った感染拡大の波がようやく収束期に入り前半期（3 月～6 月）については欧米を中心とした先進国ではコロナ規制により疲弊した経済の立て直しへ一斉に舵をきりました。そんな中で、日本国内では遅れてやってきた第 4 波（4 月～5 月）により 3 回目の緊急事態宣言が発出されました。それが収束に向かっている時点（6 月～7 月）に東京オリンピックの開催を断固として進める意味を込めて規制緩和を急ぎ、経済の立て直しへ慌てて舵を切りました。しかし 2021 年 7 月中旬以降、東京オリンピック開催影響があったかどうかは別にして、東京オリンピックが開催されている時期から終了する頃にはデルタ株という新型コロナウイルスの新種変異株により再び急速な感染拡大状況に陥り、ついに 7 月下旬から 8 月末には 4 回目の緊急事態宣言を発出せざるを得ない都道府県が出るという状況になりました。その為、日本経済は 2020 年後半から 2021 年 10 月迄の間、繰り返された緊急事態宣言発出により回復の力強さが持続せずようやく 10 月以降、経済社会活動の段階的な引き上げに着手し個人消費が若干上向きつつあるという状況で 2022 年の新年を迎えました。しかし 1 月以降は更なる感染力をもった新型コロナウイルスの新しい変異株であるオミクロン株により感染者数が爆発的に全国に拡大し、なんと最大 37 都道府県に蔓延防止措置が発出される事態になりました。このオミクロン株は重症化リスクこそ少ないものの、感染者数と感染スピードは過去最大であり、急速な感染者数の増加をもたらしましたが、政府・各都道府県の首長はこれ以上経済を委縮させることはできないとの判断の中、ウイルスの感染拡大を飲食店営業規制だけに頼らずそれぞれ独自の感染抑制策を打ち出しながら経済の下支えをこころみてきました。しかし 2 月下旬、突然、ロシアによるウクライナへの軍事進攻が始まりそれによる西側諸国のロシアへの経済制裁とそれに対抗するロシアのエネルギー封鎖による物価上昇の波が世界的な規模で各国におしよせ折角新型コロナ感染症による打撃から立ち直りつつある先進各国の経済に再び大きな冷や水を浴びせかけており全く余談を許さない状況になりつつあります。今後の紛争の行方によっては再び大きな経済危機を世界にもたらしかねない状況となってきています。

2. 令和 3 年度なんさん通り商店会の活動

当商店会は、商店街の活性化をはかる方策の一つとして『なんば駅前広場』の構築による新たな街づくりの提案を行い、周辺町会や周辺商店会、近隣の主要企業や町会等 27 団体と連携し、「なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会」を設立し 2011 年より積極的に活動を展開してまいりました。2017 年 3 月に「なんば駅前周辺道路空間の再編に関わる基本計画」が、学識経験者・大阪市・大阪府・大商と協議会の官民共通の計画として承認されました。そしてその後その実現に向けて協議会より委嘱を受けた『なんば広場マネジメント法人設立準備委員会』（南海電鉄(株)・(株)高島屋・戎橋筋商店街振興組合・なんさん通り商店会。本年の 4 月

1日より（株）マルイさんが加わり現在計5者）を中心にして行政を始め様々な関係方面と調整協議を行ってまいりました。前段でも述べましたが、新型コロナ感染症により計画がかなり遅れてはありましたが、去年の11月には大規模な交通社会実験と広場の滞在快適性を推し量る為の社会実験を実施いたしました。この大規模な交通社会実験により、様々な問題点が浮かび上がり、また広範囲にデータ取得することが出来ましたので、なんば広場オープンやなんさん南北通りの歩道拡幅とファサードの整備に向けてより実効性ある設計ができると思われれます。一方4年前からなんさん通りの都市景観に関する協定の問題を取り上げて議論してまいりましたが、本年度にはぜひこの型作りを行うことが必要です。令和2年の3月に令和2度中に『まちづくり協定』の策定を改めてめざすこととしておりましたが、こちらも新型コロナ影響にてかなり遅れております。そして一方では、東西通りの整備についても議論をすすめてゆくことが求められています。南北通りの実施設計が完了する時点で、東西通りの歩道拡幅（無電柱化）と一方通行化に取り組みを始める予定でしたが、南北通りの実施設計への着手が遅れて来ており、東西通りの件についても並行して運動を進め、南北通りが完成した後、引き続いての着工を目標にしたいと思っております。丁度今回の交通社会実験で取得したデータが東西通りの一方通行化への取り組みに非常に有効なデータが多数取得できているということですのでこちらも急速に取り掛かる必要があると考えております。

■**会員数の状況(令和4年4月1日現在)** 会員店舗 88店舗社 (令和3年度退会8店舗社・新規加入9店舗社)

令和3年度新会員

○とんこつラーメンなんば金福○セガ難波アビオン○Bee 本舗 大阪本店○Bee 本舗バトルタワー店
○MIMARU 大阪難波 STATION○焼肉ライク難波なんさん店○銀泉駐車場(ビーロット)○マサニ(株)
○TORQUE

令和3年度退会会員

●ドコモショップなんば南店 ●メディアカフェポパイ●セブンイレブン難波中2丁目店
●au ショップ●ドラッグストアえびす●スーパーポテト●KINDLE ウェア難波店
●三菱 UFJ 銀行(難波支店他)

敬称略

第1号議案 令和3年度事業報告

1 総会

△ **令和2年度第71回定時総会 令和3年6月28日の書面受付締切・書面議決**

議決権行使会員 36 会員 委任状提出会員 39 会員 (参加会員数 75 会員/総会員数 84 会員) 立ち合い 令和3年度 会長・副会長・監査役

議案

- ① 1号・2号議案 令和2年度事業報告並びに収支報告・監査報告
……原案通り可決承認（1件非承認）
- ② 3号・4号議案 令和3年度事業計画案・令和3年度収支予算案について
……原案通り可決承認（1件非承認）

2 役員会

- ① **令和3年4月23日 第1回役員会** 於 商店会事務所
 - 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・安全安心にぎわいのまちづくり協議会・浪速区商連（大阪市商連）常任理事会・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会
 - 2) 6/28 総会の開催方法の検討⇒総会実施・懇親会中止（但し緊急事態宣言が発出した時は書面審査に切替）
 - 3) ホームページのリニューアルおよびタブレット利用による役員会等の資料閲覧
 - 4) 令和3年度第71回総会議案書審議
- ② **令和3年5月27日 第2回役員会** 於 商店会事務所
 - 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人準備委員会・幹事会・大阪市商連常任理事会報告（書面開催）・ミナミまち育てネットワーク総会）
 - 2) 南北通りリニューアル案件 街路灯についての議論 と決議
 - 3) 定時総会議案審議について書面開催の決定
 - 4) タブレット9台購入による役員会
- ③ **令和3年6月24日 第3回役員会** 於 商店会事務所
 - 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連（大阪市商連）常任理事会（書面開催）、総会（書面開催）・中央区商連常任理事会、総会（書面開催）・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会
 - 2) 令和3年度あきないグランプリ推薦店舗について（ドスパラ・天からてん以上浪速区・狼煙・BOX521 以上中央区敬称略）
- ④ **令和3年7月22日 第4回役員会** 於 商店会事務所
 - 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会）
 - 2) 浪速区商店会連盟の区民祭り協賛動画についての説明
- ⑤ **令和3年8月27日 役員報告回覧**
 - 1) 広場マネジメント法人幹事会⇒社会実験実施時期 秋→冬へ 広場マネジメント法人設立準備委員会
 - 2) 大阪市・大阪市商連より買い物キャンペーンの説明 11月より1カ月
 - 3) 10月20日中央浪速消防署による合同防災訓練の実施決定
- ⑥ **令和2年9月24日 役員報告回覧**

- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商店会連盟・中央区商店会連合会・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会）
- 2) 10/4 に東西部会開催の報告（部会長 丹野氏 副部会長 佐々木氏）
- 3) 11/15 ゆめまちロード開催予定

⑦ 令和2年 10 月 22 日 第 7 回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（法人設立準備委員会・広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連・ミナミまち育てネットまちづくり委員会）
- 2) 2020 夢まちロード大阪秋バージョン（11/15）の参加確認
- 3) 11 月 23 日～12 月 2 日社会実験実施

⑧ 令和2年 11 月 29 日 第 8 回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連常任理事会・中央商連常任理事会・ミナミまち育てネットまちづくり委員会）
- 2) 臨時総会の発議（1 月末に臨時総会・その後新年懇親会開催）
- 3) 役員忘年会 新年互礼会の出席分担

⑨ 令和 2 年 12 月 25 日 第 9 回役員会 於 けむりや&フラワー本店

- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連常任理事会・ミナミまち育てネットまちづくり委員会）
- 2) 臨時総会の議案・議事進行 会長一任
- 3) ホームページ改良（過去記事のアーカイブ化）

⑩ 令和 3 年 1 月 28 日 第 10 回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（法人設立準備委員会・広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連常任理事会・ミナミまち育てネットまちづくり委員会）
- 2) 広場マネジメント法人の立ち上げは 2 年後になる 資金計画変更

⑪ 令和 3 年 2 月 25 日 第 11 回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（広場幹事会・浪速区商連・ミナミまち育てネット）
- 2) 総会について 臨時総会の中止→ 定時総会 6 月始め頃に吸収

⑫ 令和 3 年 3 月 25 日 第 12 回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（広場幹事会報告・法人設立準備委員会・中央商連常任理事会報告・浪速区商連常任理事会報告・ミナミまち育てネットまちづくり委員会報告）
- 2) 定時総会の日程と総会の開催方法→日程 6 月 1 日（水）午後 4 時～
懇親会午後 6 時～ 場所 ロイヤルクラシック

3 美化・清掃活動

・かたづけ隊活動

原則として毎月第 1 火曜日の定期活動を実施。昨年は新型コロナウイルスの影響と雨天の影響をうけて≪5 月（ゆめまち合流予定もコロナにより中止）、6 月、9 月、1 月、2 月≫が中止（11 月は『ゆめまちロード』に合流実施。）で 7 回実施。毎回同日午前 10 時より清掃活動を実施一回当たり平均 10～12 人の方が参加。大阪市建設局、中央区役所、大阪市環境局の職員、警察署も参加し、清掃活動以外にもはみ出し陳列・はみ出し看板の是正指導も

実施。総勢では約 30～40 人の参加

・サイクル・サポーター活動(不法駐輪対策)

各月共、南海難波駅周辺となんさん通り(南北・東西含)に於いて、月に2回～3回(14時～と18時～)基本的には当商店会の役員および会員のボランティアにて実施。

4 近隣商店会・行政との協働活動

(1) 美化・清掃・防犯活動

①ゆめまちロード OSAKA…5月14日(新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中につき中止)、11月15日になんさん通り商店会主催にて実施。

なんば地区の環境美化改善のため、これまで単独で行っていた取り組み(かたづけ隊)を隣接商店街や企業と協働で行い、効果を最大限に発揮しようとする清掃活動です。不法看板、放置自転車、ポイ捨て防止活動も加えて実施しています。参加団体は行政も含み18団体です。参加者については毎回120名を超える方々に参加いただいております。(役員・会員多数参加)

② ミナミクリーンアッププロジェクト【ミナミべっぴんプロジェクト】…

昨年新型コロナウイルス感染影響を為中止となりました。過去既に6回実施され『ミナミを美しく、安心して歩ける街にしよう』を目的に集まったミナミの商店会等の諸団体、ミナミで働く人がいる企業の事業所、大阪市や大阪府の行政機関、さらにはミナミを愛する企業約60社や一般参加のボランティア有志約300名の総勢900名以上の皆様がミナミまち育てネットの呼びかけで、毎年10月中旬～下旬の午前10時より一斉に清掃活動、不法放置自転車への啓発活動、たばこのポイ捨てへの啓発活動等に取り組んでいます。一昨年2019年は台風20号襲来により中止、2020年には大雨の為、2021年は新型コロナウイルス感染拡大によりやむなく中止となっていましたのでこれで3年連続中止となっています。

③ 安心でっせミナミ・すきやねんミナミクリーンアップ PR 合同キャンペーン

中央区商店会・ミナミ地区自治会・なんば周辺の企業等85団体が集まり大会宣言を採択後4コースに別れパレードをくりひろげ、通行人にミナミの安全安心とクリーンを訴えていく運動に参加しています。4月と10月に実施。こちらも昨年、10月は中止となりました。(役員4～5名参加。)

(2) 街づくり活動

④ 《なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会(なんば周辺の町会・商店会・企業その他計27団体)》による『なんば駅周辺道路空間再編事業』

令和3年2月になんば広場予定地域となんさん南北通りを約10日にわたり歩行者優先道路としての社会実験を行う予定でしたが、1月ころより新型コロナウイルス感染症の第2波による感染拡大による緊急事態宣言発出の爲やむなく延期となりました。その後、令和3年5月頃には再び第3波による感染拡大状況に陥りさらにオリンピック開催時より再び第4波の感染拡大となり8月には再度緊急事態が発せられた。その後10月には急速に収束へ向かっ

たこともあり、11月末より10日間という日程が急遽決められ念願の交通社会実験と滞在快適性検証のための社会実験が行われた。その間、協議会の委託を受けた、広場管理法人設立準備委員会（南海電鉄(株)・(株)高島屋・戎橋筋商店街振興組合・なんさん通り商店会の4者令和4年度より(株)丸井が加わり計5社）が、様々な問題点について、各方面と調整（特に物流・荷捌きに関して）や道路形状の議論・協議を行ってまいりました。そして計画されていた令和3年の1月よりさらに10カ月をかけて、様々な問題点をより明確にし、周辺道路・街路・商店街にどのくらいの影響を与えるか？をじっくり検証を行い関係者との調整を念入りに行ってまいりました。

おかげ様で社会実験はほぼ大きな問題なく実行され現在はその検証とともに大阪府警察との最終の協議を行っております。そしてその後は実施設計に入りこの秋には着工に向けていよいよ準備段階に突入しつつあります。

今後は広場を運営する法人への参加や我々が結成した法人により運営がスムーズに行なわれる為の収支構造の計画を行っていかねばなりません。そして来年2023年の夏頃には広場が仮オープンし、そしてその後なんさん通り商店街の南北通りの無電柱化や歩道拡幅工事に入り2025年の春、大阪関西万博のオープンに合わせて、なんば広場となんさん南北通りが完成する予定で事業が推進される予定です。

⑤ ミナミまち育てネットワーク

当商店会はまちづくり委員会に所属し毎月1回ミナミのまちづくりの為の研究や協議に参加

(3) その他近隣商店会・団体等へのイベント協力・共同の取り組み

令和4年1月15日 浪速区民祭り『ON祭』開催への協力（商店街街歩き動画作成）
令和3年11月5日～令和4年2月22日「大阪光マッセ」イルミネーションへの協賛

5、両区常任理事会・総会その他互礼会

大阪市商店会総連盟 総会・常任理事会（浪速区商店会連盟として参加） 会長・事務局
中央区商店会連合会 総会・常任理事会（3回出席） 会長・副会長
浪速区商店会連盟 総会・常任理事会（8回出席） 会長・事務局
みなみまち育てネット 総会・街づくり委員会（12回出席） 会長・事務局

6、慶弔関係

特になし

	収入の部	3年度予算	3年度実算	4年度予算 (案)	備考
現金・預金	前期繰越金(定期預金)	20,000,000	20,000,000	20,000,000	
	前期繰越金(普通預金)	12,971,124	12,971,124	14,947,648	
	前期繰越金(現金)	23,173	23,173	127,109	
	預け金(保証金戻り分)	136,080	136,080	136,080	
	① 現金預金合計	33,130,377	33,130,377	35,210,837	
会費	a.次年度会費前受金	2,193,000	2,193,000	768,000	
	b.会費	4,807,000	4,626,500	6,150,000	
	c.前年度未収会費回収分	0	0	36,000	
	②当年度会費計(a+b+c)	7,000,000	6,819,500	6,954,000	
	③本年度・繰越未収会費	0	36,000	0	
その他収入	受取利息(定期)	2,000	1,449	2,000	
	臨時会費	20,000	8,000	20,000	昨年役員懇親会1回
	寄付金	20,000	0	60,000	昨年総会なし
	補助金	0	0	0	
	広告・協賛	1,800,000	2,168,000	2,000,000	
	雑収入	10,000	0	10,000	
	浪速区商連業務委託料	420,000	420,000	420,000	
	② その他収入計	2,252,000	2,597,449	2,512,000	
調整	⑤ 駅前協議会立替金戻し	0	0	0	
	⑥ 大阪市補助金立替分	1,689,000	1,689,000	0	
当年度純収入計 ((②+④+⑤+⑥))		9,252,000	9,416,949	9,466,000	
当期収入合計 ((①+②-a+④+⑤+⑥))		44,071,377	44,236,326	44,676,837	

支出の部	3年度予算	3年度実算	4年度予算	備 考
総会費	100,000	0	580,000	
総会費	100,000	0	580,000	
議案書印刷代				コピー対応
事業費	4,400,000	2,614,166	3,300,000	
設備補修	100,000	0	100,000	地蔵通り石畳化立替分
役員懇親会	100,000	40,000	100,000	
会議費(貸室)	20,000	26,200	20,000	
ホームページ管理料	550,000	961,768	310,000	HP リニューアル(550)
街路灯電灯代	450,000	229,098	240,000	
保険代	30,000	26,400	30,000	
通行量調査	0	0	0	
販売促進事業費	150,000	62,700	1,000,000	MAP増刷・MAP 差込み補修
広場関連事業費	3,000,000	1,268,000	1,500,000	広場法人準備委員会分担・東西通りコンサル費
事務局費	4,180,000	4,399,203	3,750,000	
家賃・共益費	930,000	905,208	930,000	10%引・電気代 UP
通信費	200,000	218,131	200,000	郵便・電話・ネット
人件費	2,300,000	2,331,100	2,300,000	
事務用品費	750,000	944,764	320,000	昨年パソコン・タブレット(600,000)
会費	865,000	360,120	345,000	
中央区商店会連合会会費	180,000	183,600	160,000	昨年1か月分減・本年会員(6件)減
浪速区商店連盟会費	140,000	146,520	140,000	本年会員減
ミナミまち育てネットワーク会費	30,000	15,000	30,000	
大阪商工会議所会費	15,000	15,000	15,000	
なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会会費	0	0	0	協議会会費残高にて運営
交際費	340,000	207,000	410,000	
市商連・両区商連互礼会・総会	105,000	15,000	100,000	市商連・中央・浪速区商連総会減
他団体互礼会・総会懇親会	25,000	20,000	30,000	日本橋・戎橋互例会・河原連合懇親会
地元関連寄付	30,000	25,000	30,000	なんば八阪神社・河原連合盆踊り
協賛金(リバーフェス・他)	160,000	66,000	170,000	ストリートF・光マッセ・宝恵籠
景品・贈答	20,000	81,000	80,000	開店祝花他
慶弔費	30,000	20,000	30,000	
雑費	50,000	0	50,000	

予備費	261,000	0	200,000	
支出計	9,726,000	7,600,489	8,665,000	
次期繰越金	33,130,377	35,210,837	35,243,837	
定期預金	20,000,000	20,000,000	20,000,000	
普通預金	12,971,124	14,947,648	15,057,757	
現金	23,173	127,109	50,000	
預け金(保証金の半分)	136,080	136,080	136,080	

会 計 監 査 報 告

- ① 令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)についての帳簿類の監査は、令和4年4月26日に請求書、領収書、預金通帳による出入金の確認及び小口現金出納帳の記載と領収書の確認を行いました。その結果、上記期間の収入ならびに出金が適正に処理されていることを確認いたしました。
- ②令和4年3月31日現在における現金円の残高を確認いたしました。

以 上

令和4年4月28日

会計監査 西口 政樹

同 寺内 雅晃

残 高 証 明 書

令和4年4月1日作成

なんさん通り商店会 様

令和4年3月末現在における貴殿(社)ご名義の
下記勘定残高につき相違ないことを証明いたします。 (008-0101844) 1頁

合計金額 科 目	金 額	備 考	
普通預金	14947648	(他券	0)
定期預金	20000000	(他券	0)
全ての取引の残高を証明するものです。(住金支援機構・債務保証を除く)			以下余白

大 阪 信 用 金 庫
難 波 支 店
大阪市中央区難波千日前15-15

第3号議案 令和4年～5年度役員および会長承認の件

平成27年5月に改正されました会則に基づき、令和2年5月に開かれました令和3年度総会において選出されました役員の任期が本日を持ちまして終了し、令和4年度・令和5年度役員の本日選出をお願いしなければなりません。既に3月7日以降事前調査を行い3月24日に投票用紙を各会員様宛に配布し、4月8日迄の期限にて投票を締め切り同14日午前10時より会長・副会長・事務局にて開票を行いました。結果、令和2～3年度の役員9名が全員再選されました。その後4月22日、令和4年度第1回役員会にて引き続き木村会長を仮選出いたしております。本日改めて皆様方のご承認をもって令和5年度の総会迄の任期をお願いすることになります。選出されました役員の方は以下のとおりです。

(株)高島屋大阪店総務担当部長 藤原 弘道氏・難波土地(株) 代表取締役 木村 次郎氏
・大阪信用金庫難波支店 支店長 門田 紀人氏・マルタンビル 代表取締役 丹野 修二氏・
大和店飾(株) 代表取締役 中西 與志昭氏 ・ユキヤ 代表取締役 佐々木 太郎氏・南海
電気鉄道(株) グレーターなんば創造部課長 寺内 雅晃氏・ (有)大秀 商店 代表取締役
木本 昌太朗氏・けむりや&フラワー 代表 渋川 光宏氏

令和4年度・5年度なんさん通り商店会の役員候補9名の承認と同役員候補にて推薦された同会会長として難波土地(株)代表取締役 木村 次郎 氏の会長の承認をお願いいたします。

第4号議案 令和4年度事業計画案

- ①引き続きなんさん通り商店街に直接的に大きな影響を及ぼすことが考えられる『なんば広場』の管理運営を行う為の法人設立準備委員会(なんば広場マネジメント法人設立準備委員会)に、積極的に参画・参加をしてまいります。
(尚、法人の設立は、2年先の(2024年度)末、もしくは3年先(2025年度)期初をめざしています。出資金が提示されましたらその時点で臨時総会を開き皆様の承認を頂いた後に払込をさせていただきます。)
- ②将来のなんさん通り商店街の方向性を議論しそれをしっかりと見据えて、永続的な発展やにぎわいを維持し、国際都市大阪の玄関口街路としての地位と評価を得、またその推進を図る為に、『なんさん通り商店街まちづくり協定』の策定に向け本年度中に南北通り中心に行ってゆきます。同時に東西通りの電柱地中化・一方通行による歩道拡幅と改良に向けても引き続き取り組みを強化してまいります。
- ③本年度上半期中に『なんば広場～南北通り』での具体的な道路デザイン及び実施設計を早期に確定させると共に、バス乗場、タクシー乗場移設改良工事に取り掛かり10月初頭には御堂筋からの車両通行を止め、広場の本格的な工事に突入できるよう官民をあげて協力体制を築いてゆく。また南北通りの基本設計にも着手し、実施設計がただちに行えるよう『広場マネジメント法人設立準備委員会』での取り組みを加速させ、なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会のあと押しを得て推進してまいります。

④ 1～3年後の『なんば広場』からなんさん通りへのハード整備と共にソフト面での取り組みを強化してゆく為、商店会組織の充実を図る為、なんさん通り商店会の法人化案の策定にとりかかります。

⑤ ミナミ全体あるいは近隣で行うイベント等で地域全体として効果の上がる下記のような取り組みについては引き続き協賛参画してまいります。

- | | | |
|-----|-------------|---------------|
| (ア) | 道具屋筋祭り | 道具屋筋商店街振興組合 |
| (イ) | ストリートフェスタ | 日本橋筋商店街振興組合 |
| (ウ) | 宝恵箆行列 | 浪速区商店会連盟 |
| (エ) | 大阪光の饗宴 光マッセ | 御堂筋イルミネーション |
| (オ) | ミナミー斉大掃除 | ミナミまち育てネットワーク |

⑧引き続き『かたづけ隊』『サイクルサポーター活動』等当商店会が実施している活動に加え、『歓楽街環境浄化推進協議会』『ミナミクリーンアップ合同キャンペーン』『ゆめまちロード OSAKA』『日本橋安全まちづくり委員会』などなんば地区、ミナミ地区、あるいは日本橋地区と一体となった活動を強化し、お客様からも店舗からも安全で安心なショッピングを楽しめる、なおかつ清潔で美しい街づくりを目指してゆきます。

第5号議案 令和4年度収支予算案について

○資料についてはP7収入の部、P8、P9の支出の部に予算案として記載しております。

以上

なんさん通り商店会会則

第 1 条 (名称)

『なんさん通り商店会』と称し、設置場所を大阪府中央区難波千日前 5-19 河原センタービル 2F とする。

第 2 条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図り 将来を見据えた街作り (防犯・防災・交通・美化等の環境改善) を推進すると共に、商店会の活性化を図ることを目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は、第 2 条の目的を達成する為に次の活動、事業を行なうものとする。

- (イ) 会員相互の親睦を図る為の企画、実施
- (ロ) 商店街の環境改善に資する計画の研究、企画、実施
- (ハ) 商店会の資産の美化補修、リニューアル等の企画、実施
- (ニ) 活性化計画に関する近隣商店会や関係者間の協議、調整
- (ホ) その他活性化推進に必要な計画、実施

第 4 条 (会員)

本会の会員は「正会員」「特別会員」「賛助会員」とする。

正会員 中央区浪速区両区の難波より日本橋 3 丁目に至る道路 (以下本通りと言う) に面する地区に、店舗を営む事業主とする。地区とはなんさん通りに面した街区とする。

特別会員 本通りに面する地区で土地建物を正会員又は第三者に貸与しているもの。

賛助会員 本会の事業に賛同し協力する正会員・特別会員以外のもの。

第 5 条 (会員資格)

正会員・特別会員の入会については正会員・特別会員 2 名以上の推薦を以って、会長・副会長会で審議を行い、承認を得て入会することができる。

賛助会員の入会については正会員・特別会員 1 名以上の推薦を以って、会長・副会長会で審議を行い、承認を得て入会をすることができる。

但し正会員、特別会員は第 4 条に帰する条件から離脱せざるを得なくなった時は正会員・特別会員の資格が消滅するが本人の意思により賛助会員として会員資格を継続できるものとする。また下記第 9 条の会員規定条項に反する行為があった時は役員会にて審議を行い、退会勧告案を総会に提出し総会の過半数を持って退会決議を行ない会員資格を剥奪するものとする。

第 6 条 (会費)

(第 1 項) 会員は、以下に定めた会費を納入する義務を負う。

会費は毎年 4 月に当年度会費一年分を一括して先払いするものとする。

年度途中の入会については、年度末 (翌年 3 月) 迄の会費を月割にて一括して支払うこととする。尚、会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

正会員・特別会員の会費については下記表の通り定めるものとする。

正会員

種別	本通りに面する長さ・営業ビル・営業延床の大きさ	月額会費
A	本通りに面する長さが 20m 未満	¥10,000 以内
B	本通りに面する長さが 20m 以上・もしくは店舗、事務所の営業面積の延床が 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	¥15,000
C	店舗、事務所の営業面積の延床が 3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	¥30,000

D	店舗、事務所の営業面積の延床が 10,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	¥50,000
E	店舗、事務所の営業面積の延床 (30,000 m ² 以上)	¥100,000 以上

特別会員

	所有する土地・ビルの延床面積	月額会費
F	土地面積が 1,000 m ² 未満又はビルの延床面積が 5,000 m ² 未満	¥5,000
G	土地面積が 1,000 m ² 以上又はビルの延床面積が 5,000 m ² 以上	¥10,000

※ A 会員の会費については会員の間口の長さや経営の規模等に応じ会長・副会長会にて決定する。

(第2項) 会員が既に納入した会費およびその他拠出金については原則返還しないものとする。

(第3項) 特定の事業、調査等、会の運営に必要な経費は役員会の承認を以って別途徴収することができる。

また、当会の運営上または特定の事業に必要な経費を一時負担金、または寄付金、行政等よりの補助金でまかなうことができる。

(第4項) 上記第6条1項の会費は役員会で審議の後、総会での議決を以って変更することができる。

(第5項) 賛助会員の会費は、役員会において決議する。

第7条 (会議及び役員構成と任務)

本会は「総会」・「役員会」・「会長・副会長会議」を置く

(第1項) 「総会」は正会員、特別会員で構成し、その議決権は一会員あたり一票とし、年一回定時総会を毎年5月に開催する。但し、必要に応じ役員会の要請により会長が臨時総会を召集することができる。

総会は2分の1以上の出席者(委任状を含む)を持って成立し、議決は出席者(委任状を含む)の過半数により決定するものとする。また、賛否同数の場合は議長の決するところとする。

(第2項) 本会での役員は以下の役員を置くものとする。尚、役員の任期は2ヵ年とし留任を妨げない。

会長	1名	会計	1名
副会長	4名以内	会計監査	2名
役員	9名以内	計	15名以内とする。

(第3項) 「役員会」は第2項の役員にて構成するものとし、役員1/2の出席を以って成立とし、会務の執行等については、役員過半数を以って役員会の議決とする。

但し、当7条6項の特別委員会を置いた時は、その副委員長が役員会に出席し役員としての議決権を有するものとする。

(第4項) 「会長・副会長会」は会長・副会長の出席を以って構成するものとし、日常の会務の執行のうち商店会の経費支出が20万円未満の商店会事業、活性化プラン、慶弔支出、及び第8条で定める役員の選任を行なう。

(第5項) 「会長」は本会を代表し、会務を統括すると共に両区・大阪市等の商店会連合会等の会議等に出席し、当商店会事業に取り込む必要があるものは適宜「会長・副会長会」または「役員会」を召集開催し商店会として取り組みを実施してゆく。また役員会、特別委員会

等で上がって来た会員の要望・意見等も活発に審議し商店会の取り組みとして実施してゆく。

「副会長」は会長を補佐し、会長が業務都合、事故ある時、の不在時はその職務を代行する。

「会計」は会計事務を掌握し、金銭出納については会長又は副会長の承認を得る。また毎月残高について適宜会長に報告する。

「会計監査」は会計の監査を司る。

また、商店会会務等の分担については「会長」の指示により各役員または各会員がこれに当たらなければならない。

- (第6項) 会長は商店会事業を推進するにあたり会長補佐の為の特別委員会を設けることが出来る。但し、特別委員会の長は会長が務め、副委員長・委員は役員会にて選任と任命を行なう。また特別委員会の企画・立案・調査・研究等は必ず役員会の承認をもって実施されるものとする。

第8条 (役員を選出)

- (第1項) 「会長」の選出は、役員会において推薦された者を総会の承認を得て決定されるものとする。

役員任期は、同一役務については原則2年とし再任を妨げない。

- (第2項) 役員選出は、正会員・特別会員の投票によって選出し、総会の承認を得て決定されるものとする。また別途、会長、副会長の合議の上、役員を指名することが出来る。投票方法及び役職者の選出については細則によって規定する。

また役員会では、上記の投票により選出された者が下記の要件を満たしているかを総会前に確認の上、候補者として総会に付議するものとする。

(イ) 反社会勢力との関わりがない者であること

(ロ) 会員資格2年以上であること

(ハ) 第9条の会員の遵守事項が守られていること

上記役員任期は原則2年とするが再任を妨げない。役職については副会長については会長が任命し、その他の役員については会長・副会長会により選任する。

- (第3項) 相談役については会長経験者とし、会長職退任後に本人の意思を以て相談役に就任するものとし原則2年の任期とする。但し相談役としての役員議決権はなく定席は任意とする。顧問については役員会にて推薦され総会にて承認を得られた人を会長が任命するものとする。顧問についても役員議決権はなく定席は3席以内とし任期は原則2年とするが、再任を妨げない。

- (第4項) 役員任期途中での退任については、会長退任時は次回定時総会迄、8条第1項により選出し会長代行として会長職を遂行する。

副会長・執行役員についてはそれぞれ半数以内であれば次回定時総会迄、欠員とする。

会計退任時は副会長の中から兼務者を役員会で決定し、会計監査については執行役員の中から兼務者を役員会で決定し次回定時総会迄の間、それぞれの役務を行うものとする。

- (第5項) 役員は正会員・特別会員の資格を喪失した場合は、役員資格も喪失するものとする。

第9条 (会員の遵守条項)

- (第1項) 商店会の各活動に積極的に参加・協力する事。

- (第2項) 公序良俗に反する営業活動は一切おこなわず、コンプライアンス(法令遵守)の精神にて営業活動を行う事。

- (第3項) 正当な事由がなく会費を一年以上滞納しない事。

- (第4項) その他商店会会員の正当な営業活動を阻害するような行為や営業活動を行わない事。

第10条 (事務局)

- (第1項) 本会の目的を円滑に推進するために、事務局を設置する。

- (第2項) 事務局には、事務局長及び必要に応じ職員を置く。

- (第3項) 事務局長及び職員は会長が任免する。

第11条 (附則)

- (第1項) 本会則に定めのない事項については、会長・副会長会または役員会で審議検討し条項の

改正が必要な時は総会にはかり決定する。そうでない附則事項とされる場合は役員会で審議決定し総会で報告する。

(第2項) 当会の会員、その配偶者、両親に対し下記の通り慶弔見舞金を贈る。また叙勲の場合は受勲本人に対し、下記の通り祝金を贈るものとする。

尚、法人についてはその代表者を会員本人とみなす。

(イ) 弔慰金 会員本人、会員の配偶者・家族、会員の両親……10,000 円

※弔慰金を贈る際には適宜、弔電を加える

(ロ) 災害見舞金 会員本人の店舗が半壊、半焼以上の場合 ……10,000 円

(ハ) 入院見舞金 会員音韻が1か月以上入院加療の場合 ……10,000 円

(ニ) 叙勲祝金 会員が叙勲を受けた場合 ……30,000 円

尚、その他に必要と認められる場合は会長・副会長会において協議決定する。

平成27年5月12日

臨時総会にて改正

役員選出について<細則>

1. 投票の方法

- 投票は正会員の一覧表の中から9名以内で○をつけて選び投票する。
- 投票用紙は無記名とするが投票用紙及び返信用封筒には番号を記載し管理する。
 - ・二重に投票することのないように
 - ・まだ投票していない方がわかるように
 - ・投票した内容のプライバシーを守る。
- 投票は封書による郵送・持参とする。

2. 選出の方法

- 多く○をつけられた順番に選出する。
- 旧役員により総会前の役員会において選出された役員が会則第8条第2項の要件を満たしているかを確認する。
- 辞退者が出た場合は順位9位以下のものに順次打診していく。
- 投票獲得数が同数により、9名を超える場合は11名まで選出するものとする。
- 11名を超える場合は、選出された者による互選とし11名を選出する。
- 役員選出数が5名未満となった場合は辞退者を除き再投票とします。
- 投票集計及び推薦者への打診は現役員が行う。

3. 会長の選出

- 選出された役員により役員会を開催し、会長を推薦し決定する。
- 会長、副会長、役員、会計、会計監査については選出された役員以外の会員からも推薦し指名することが出来る。
- 会長は4名以内で副会長を指名できる。ただし2名以上は選出された役員の中から選出するものとする。
- 会計1名 会計監査2名については、会長副会長の合議により選任する。選出された役員以外の指名が可能である。
- 会長副会長で合議の上、必要に応じて別途役員を2名まで指名することが出来る。
- 以上選出された役員は総計で9名～15名の範囲とする。

4. 役員会の開催

- 役員会の構成は会長・副会長・役員・会計・会計監査とし、これらの役職を行うものが役員会を構成する。